



NISA (少額投資非課税制度) について

NISA(少額投資非課税制度)とは、上場株式や公募株式投資信託等の配当所得や譲渡所得にかかる税金が非課税となる制度です。2016年からはジュニアNISAが、2018年からはつみたてNISAが創設されました。

制度のポイント

※当資料は作成時点の各種情報に基づいており、今後、税制等は変更となる場合があります。

制度		つみたてNISA	NISA	ジュニアNISA
制度の概要	年間の非課税枠	40万円	120万円 (2015年までは100万円)	80万円
	投資可能期間 (受渡日ベース)	2018年1月1日～ 2037年12月31日	2014年1月1日～ 2023年12月31日	2016年4月1日～ 2023年12月31日
	対象者	日本在住で20歳以上 ^(※1)		日本在住で0歳～19歳 ^(※2)
	対象商品	一定の要件を備えた 公募株式投資信託、ETF ^(※3)	上場株式、公募株式投資信託、 ETF、リートなど	
	非課税期間	最長20年間	最長5年間	
	運用口座の管理	本人		親権者等が代理
	投資可能期間 満了時の取扱い	課税口座へ移管		口座開設者が20歳に達するまでは、 継続管理勘定 ^(※4) に移管し、 非課税保有の継続が可能
主な留意点	口座の開設	1人1口座(1金融機関) 「NISA」または「つみたてNISA」のどちらかを選択 ^(※5)		1人1口座 (1金融機関)
	金融機関の変更	一定の手続きのもと、年単位で金融機関の変更が可能		不可
	払出制限	なし		18歳までは払出制限あり ^(※6)
	非課税枠の再利用	保有する有価証券等を一度売却した場合、非課税枠の再利用は不可		
	非課税枠の未使用分	翌年以降への繰り越し不可		
	ロールオーバー (保有商品の繰り越し)	不可 ^(※7)	年間投資枠を超えて全額の 繰り越しが可能 ^(※7)	
	損益通算	NISA口座以外(一般口座や特定口座)との損益通算不可		

(※1) NISA口座を開設する年の1月1日時点で20歳以上

(※2) ジュニアNISA口座を開設する年の1月1日時点で19歳以下

(※3) 無期限もしくは信託期間20年以上や分配頻度が毎月でないなど一定の条件を満たした商品

(※4) 2024年～2028年までの各年で継続管理勘定の開設が可能

(※5) 「つみたてNISA」と「NISA」は暦年ごとに選択して適用

(※6) 3月31日時点で18歳である年の前年末(例：高校3年生の12月末)まで、ジュニアNISA口座からの払出しはできません。払出し制限期間中に払出す場合、過去の利益すべてに対して課税されます。3月31日時点で18歳である年の1月1日以降(例：高校3年生の1月以降)払出しが可能になります。

(※7) 「NISA」から「つみたてNISA」、「つみたてNISA」から「NISA」へのロールオーバーは不可

つみたてNISA取扱ファンド

沖縄銀行つみたてNISA

ファンドセレクションをご紹介します。

タイプ	ファンド名	運用会社 略称	ファンドの特徴	主なリスク
国内株式	iFree 日経225インデックス	大和	わが国の株式に投資し、投資成果を日経平均株価(日経225)の動きに連動させることを目指します。	株価 信用 その他
海外株式	iFree 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)	大和	外国の株式に投資し、投資成果をMSCI コクサイ指数(円ベース)の動きに連動させることを目指します。原則、為替ヘッジしません。	株価 為替 信用 その他
海外株式	iFree 新興国株式インデックス	大和	新興国の株式に投資し、投資成果をFTSE RAFI エマージングインデックス(円換算)の動きに連動させることを目指します。原則、為替ヘッジしません。	株価 為替 信用 その他
バランス	iFree 8資産バランス	大和	内外の株式、債券およびリート(不動産投資信託)に投資し、投資成果を特定の指数の動きに連動させる8つの資産クラスに均等投資することを目指します。為替ヘッジしません。	株価 金利 為替 信用 リート その他

株価 株価変動
リスク

金利 金利変動リスク
(債券の価格変動リスク)

為替 為替変動
リスク

信用 信用
リスク

リート リート(不動産投資信託)の
価格変動リスク

その他 流動性リスク
カントリー・リスクなど

※各ファンドの詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)等でご確認ください。

PEOPLE'S BANK

① 沖縄銀行

NISAについてのご留意点

- NISA口座(一般NISA、つみたてNISA)の開設は1人1口座(複数の金融機関で開設できません)のみの開設となります。
- NISA口座では一般NISAで年間120万円まで、つみたてNISAで年間40万円購入できますが、NISA口座で保有している投信を一度売却するとその非課税枠の再利用はできません。
- 使用しなかった非課税投資枠を翌年以降に繰り越すことはできません。
- NISA口座と他の口座(特定口座・一般口座)との損益通算はできません。
- つみたてNISAに関する留意事項
 - ・ NISAとつみたてNISAは選択制であることから、同一年に両方の適用を受けることはできません。NISAとつみたてNISAの変更は暦年単位となります。
 - ・ つみたてNISAをご利用いただくにあたり、定期的、継続的に積立投資を行う積立契約を行う必要があります。
 - ・ 20年の非課税期間経過後、翌年の非課税投資枠に保有商品を移管すること(ロールオーバー)はできません。
 - ・ つみたてNISAにかかわる累積投資勘定によりお買付けした投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知いたします。
 - ・ つみたてNISAに累積投資勘定を設けた日から10年経過した日、および同日の翌日以降5年を経過した日(以下基準経過日)ごとに、つみたてNISAを開設いただいたお客さまのお名前・ご住所について確認させていただきます。なお、基準経過日から1年以内に確認できない場合、累積投資勘定への投資信託等の受入ができなくなる可能性があります。

投資信託についてのご留意点

- 投資信託は、値動きのある有価証券に投資するため元本および分配金が保証されている商品ではありません。
- 投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- 銀行で扱う投資信託は預金ではありません。また、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 当行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- 投資信託の手数料等(購入申込手数料・信託報酬・管理報酬・信託財産留保額・換金手数料等)は、ファンド・購入金額等により異なるため、具体的な金額・料率を記載することができません。各ファンドの手数料等の詳細は契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面)・販売用資料等でご確認ください。
- 投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。これらは当行本支店等にご用意しています。

商号等：株式会社沖縄銀行

登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第1号

加入協会：日本証券業協会